

平成25年度第1回熊本県行政文書等管理委員会(H25. 6. 24)議事録

発言者	内 容
事務局	開会宣言
米澤会長	会長挨拶
<p>議題（1）行政文書ファイル管理簿の公表案について 議題（2）行政文書管理状況報告案について</p>	
米澤会長	<p>それでは、議事に入ります。 本日は、その他も含め議題が6つ準備されているようです。 まず、議題の(1)「行政文書ファイル管理簿の公表案」と、議題の(2)「行政文書管理状況報告案」については、関連しているようでございますので、まとめて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2-1、資料2-2、資料2-3 により説明。</p>
米澤会長	<p>平成24年度から新しい行政文書管理制度がスタートしたところですが、その制度に基づき平成24年度に作成した文書について、行政文書ファイル管理簿及び行政文書管理状況報告書を作成し、公表する必要があるとの説明でした。 今回、初めての公表ということで、委員の皆様方の御意見をいただきたいという趣旨でしたが、委員の皆様方、何か御意見ありませんでしょうか。</p>
高峰委員	<p>資料2-1 中、「平成24年度作成管理状況報告の概要」で、作成ファイル数合計が37,967冊、廃棄決定ファイル数が27,902冊となっていますが、状況をもう少し教えていただきたい。</p>
事務局	<p>廃棄決定ファイル(27,902冊)については、平成23年度以前に作成したファイルですので、平成24年度に作成されたファイル数(37,967冊)の内数ではありません。 これは、昨年度、廃棄凍結していた文書を、有識者確認や委員会審議などの手続きを経て廃棄したものです。</p>
高峰委員	<p>同じく、移管ファイル数(特定歴史公文書)1,461冊となっていますが、これも平成24年度に作成されたファイル数(37,967冊)とは、別の文書と考えてよろしいですか。</p>
事務局	<p>委員お見込みのとおりです。移管ファイルについては昭和40年度以前に作成された文書のうち特定歴史公文書となったものを指しており、これも平成24年度に作成されたファイル数(37,967冊)の内数ではありません。</p>

金子委員	公表前に県政情報文書課で再度チェックをお願いしたいと思います。保存期間の起算日が平成99年の4月1日になっているものが複数見受けられますが、これはどのようなことですか。
事務局	保存期間は、特定日から何年間という規定になっておりまして、当該特定日が到来する見込みがない行政文書ファイルについては便宜上「平成99年」と記載しているものです。
金子委員	「平成99年の4月1日」と記載している理由については、県民の皆様が理解しやすいように、公表の際、注釈を付けていただきたい。
事務局	了解しました。
米澤会長	このような形で毎年、年度毎に公表していくということですね。事務局においては委員の御意見を踏まえて、注釈等わかりやすいように修正をお願いします。
議題（3）特定歴史公文書目録及び利用制度について	
米澤会長	それでは、議題の(3)「特定歴史公文書目録及び利用制度」についての説明を、事務局からお願いします。
事務局	資料3-1 、 資料3-2 、 資料3-3 、 資料3-4 、 資料3-5 、 資料3-6 により説明。
米澤会長	この特定歴史公文書の利用につきましては、これまでも当委員会で何回も議論してきました。 保存するとともに県民の方々に広く利用していただくということが基本であるということで、議論してきたところ。 今回、第1回の公表分が確定したということと、利用制度についての整理ができ、開始するに至ったという説明でした。 このうち、 資料3-6 熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領については、本日の会議において決定する必要があります。 何か御意見、御質問ありませんでしょうか。
高峰委員	要審査と全部利用の線引きに係る基準はありますか。
事務局	原則として、知事が移管を受ける際に、移管元所属が文書のチェックを行っていますが、個人情報が含まれている可能性があるため、要審査の簿冊として受付をさせていただく。 ただし、 資料3-2 の一番最後のページに記載している「歳入歳出決算書」等「公表を前提として作成された行政文書」につきましては全部利用としております。それ以外は現時点においては要審査として設定させていただきたいと考えています。 なお、利用請求があった時点で、文書に係る審査を行い、全部利用又は一部利用とされたものについては、その段階で全部利用又は一部利用という情報を付していきたいと考えています。

金子委員	<p>天草市は異議申立制度をまだ設けていません。口頭で一部利用になるかもしれないという説明を利用者に行っている状況。現在改正を検討しているところです。</p> <p>一つ質問があります。資料の6ページ「県議会議案集」との記載がありますが、これが要審査というのは少し疑問を感じます。</p>
事務局	<p>移管元所属の意見を確認中の簿冊もあります。確認が取れば、全部利用に供するものも増えてくると考えています。</p>
高峰委員	<p>透明性と公開性を重視し、県民の方々が等しくアクセスできるような利用のあり方を実現できるようにしていただきたい。</p>
金子委員	<p>利用請求がなくても、移管元所属と相談しながら積極的に審査を行い、要審査ではなく全部利用・一部利用できる簿冊が増加するよう努めてほしいと思います。</p>
益田委員	<p>要審査とする一番大きな理由は個人情報ですか。</p>
事務局	<p>情報公開の基準と特定歴史公文書利用の基準はほぼ同じです。ただし、特定歴史公文書については時の経過を考慮するという国立公文書館の判断基準がありますので、それを参考にして一定期間を経過したものは判断していきたいと考えています。</p> <p>主な理由は、委員御指摘のとおり個人情報であると考えます。</p>
米澤会長	<p>この制度については、修正を重ねながら、できるだけ県民の方々がわかりやすい、利用しやすい制度にさせていただくようお願いします。</p> <p>先程の資料3-6熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領については、決定としたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>(了承の声あり。)</p>
<p>議題(4)平成25年度文書廃棄計画について</p>	
米澤会長	<p>議題の(4)「平成25年度文書廃棄計画」についての説明を、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>資料4により説明。</p>
米澤会長	<p>文書廃棄について、平成24年度は、44,262冊が廃棄決定され、1,640冊が廃棄保留されたということでした。</p> <p>今年度は、3回実施し、廃棄凍結分の廃棄は廃棄保留分を除き、今年度完了させたいとの説明でした。</p> <p>何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。</p>

金子委員	今年度、丁寧に手続きを進めれば、性質区分の取扱い(廃棄・移管)に係る職員の理解も進むのではないのでしょうか。次年度からは流れができますので、楽になると思います。
事務局	昨年度、委員の皆様には膨大な件数の廃棄文書リストを審査いただきました。今年度も約55,000冊とかなりのボリュームがあります。 また、昨年度は、会計及びその他報告等に関する文書でしたが、今年度は事業・許認可に係るものが含まれており、審査いただく範囲が広がる可能性があります。 廃棄対象ファイルには、原課にも考えていただいて、できるだけわかりやすい名称を付し、リストについては、委員の皆様へ早期の提示ができるようにしたいと考えています。
議題(5) 公文書館に係る設置検討について	
米澤会長	議題の(5)「公文書館に係る設置検討」についての説明を、事務局からお願いします。
事務局	資料5 により説明。
米澤会長	行政の立場からすると、財源不足であり設置困難という結論になるのかもしれませんが、委員会としては、長期的なスパンで議論し、議事録に残すべきであると考えます。 今回の報告は事務的なもので、これはこれでよいのですが、委員会としては公文書館の設置を常に求めていくことを決めてきた経緯もあり、議論しておきたいと思えます。 何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
高峰委員	公文書館の設置については、財政的に難しい面はあると思いますが、過去の歴史というのは、我々にとって大事な財産だと思いますので、なんらかの形で具体化していただきたいと考えます。 一つお尋ねですが、県警や議会はこの議論に入っていないということですか。
事務局	古文書など行政文書以外の文書を保管されている施設は、県内にもかなりあるという御意見を、過去の委員会の審議の中でいただいたところです。 そのため、県立図書館や松橋収蔵庫等において、古文書も含めて文書がどのような状況にあるのかということについて、まずは把握させていただきたいと考え、関係課による連絡会議を実施したところです。 なお、県警や議会については、基本的には知事部局と同様の取扱いがなされているものと考えており、本件について議論したことはありません。
小宮委員	公文書館を是非作っていただきたいというのは、会長と同意見です。 それに加えて、公文書館で何を収集するのかという点についても検討いただきたいと思えます。 明治時代以降において、公文書だけではなく、当時の関係者の私文書にも歴史的に貴重なものがありますが、適切に保存しないと歴史が検証できなくなるおそれがあります。 近代の熊本は、明治維新以降、非常に重要な役割を果たしているのですが、そう

	<p>した役割を果たした人物の文書が今は個人運営の古文書館に残っていても、資金難で閉鎖される等の理由で、それが散逸してしまう可能性があります。</p> <p>そのような文書を、県の公文書館が私文書も含めて受け入れることによって、歴史に貢献できるのではないかと考えます。</p>
金子委員	<p>天草アーカイブズにおいては、公文書だけでなく、地域の資料をきちんと収集することが発足当初から定まっていました。</p> <p>県の公文書館が発足する際にも、収集基準を最初から検討しておく必要があると思います。</p> <p>将来、道州制に移行するとき、州都を熊本にする力はそのような記録の有無だと思います。</p> <p>小宮委員御指摘のとおり私文書も収集範囲に含めるべきと考えます。</p>
高峰委員	<p>県においては、近代文学館や博物館等のあり方について、別々に議論されていますが、議論を一度リセットすべきではないかと思えます。</p> <p>大きなグランドデザインを描くこと、つまり熊本の歴史をどう残していくかという観点で、現在の建物や機関にどのような役割を持たせるかという議論を行う必要があると考えます。</p> <p>また、熊本市も含めた協議の場があるほうが望ましいと思えます。</p>
益田委員	<p>公文書館設置あり方検討会議などはできないのでしょうか。県の所属の守備範囲がよくわからない感じがします。</p>
米澤会長	<p>県政の「百年の礎を築く」ため、また、今後の熊本の歴史的検証のために、歴史公文書を文化の体系の中に適切に位置付けるべきと考えますので、当委員会としては、高峰委員の御意見を念頭において、公文書館の設置をお願いすることとします。</p>
事務局	<p>公文書館については、あり方検討委員会のときから深く御議論いただいたところです。</p> <p>本日、いただいた御意見を十分踏まえ、事務局において、関係課とも情報を共有しながら、さらに検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>
米澤会長	<p>公文書館の設置についてはあらゆるところで声を上げていく必要があると考えています。県市含めて、博物館のあり方等トータルで議論いただきたいと思えます。</p>
<p>議題（6）その他</p>	
米澤会長	<p>議題の(6)「その他」についての説明を、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>県警本部は、御存知のとおり平成27年1月の本格施行に向け、準備をされているところです。</p> <p>前回の委員会では、県警本部において、条例施行に向け検討されている制度について御説明いただきました。</p> <p>本日は、「新たに定める文書管理規程」、「新たな文書管理制度構築のスケジュール」、「保存文書の現状」等について説明いただきます。</p>

県警本部	資料6]により説明。
米澤会長	項目が複数ありましたので、分けて議論したいと思います。 まず、スケジュールにありますように、県警本部は、警察庁との関係で、条例施行日を平成27年1月1日とし、平成26年の1月からは行政文書管理条例に基づく新制度を試行する予定で現在準備を進めている状況であるとの説明でした。 何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
高峰委員	熊本県警と警察庁との違いはどのような点でしょうか。熊本県警独自のものはありますか。
県警本部	ほとんど国に準拠しています。
米澤会長	文書管理規程、スケジュールについては、現在のところ順調と思います。この件についてはよろしいでしょうか。 次に、運転免許更新関係書類の廃棄の件ですが、県警本部の条例施行は平成27年1月1日からですので、文書の廃棄については、それ以降に新制度に則って実施すればよいというのが原則だと思います。 しかしながら、現在、当該書類量が膨大であり、県警本部としては当該書類に限って廃棄を行うことについて委員会の了承を得たいということだと考えます。 委員の皆様いかがでしょうか。
益田委員	規程ができてからというのが原則ではあると思いますが、現場は大変でしょうから緊急避難的に実施するというのでしょうか。
金子委員	天草市では、印鑑証明や戸籍証明等の申請文書については、その場限りの文書であるため、アーカイブズの依頼により、各所属で廃棄してもらっています。 申請、交付という考え方からいけば、免許申請書類についても、印鑑証明等の申請書類と同様に廃棄しても差し支えないのではないかと思います。
高峰委員	私は原則にこだわりたいと思います。平成27年には新制度が開始するわけですから、あと1年余り保留して、その後新制度に則って廃棄すればよいのではないのでしょうか。 原則どおり実施した方が後々よいと思います。
益田委員	ちなみにずっと昔の関係書類は廃棄しているのですか。
県警本部	今回御相談している文書は、公文書管理法の成立や平成21年の総務部長通知を受け、廃棄凍結していたものです。それ以前の申請書類は既に廃棄しています。
益田委員	以前も訓令に基づいて処分していたのであれば、訓令が改正されるまで廃棄を保留しませんか。 廃棄しても違法ではないと思います。

金子委員	県警本部の立場からすれば、保管スペースの確保等大変だろうと思います。
米澤会長	この件については、以前から議題されていた案件であり、次期の委員会に引き継ぐのではなく、本日結論を出すべきと考えます。
高峰委員	廃棄がどうしてもだめとは思いません。 しかし、こういう制度は理屈で動かした方が各方面に説明ができると思います。
米澤会長	高峰委員が言われることが正論だと考えます。と同時に、2年間議論してきた経緯もあります。 県警本部において新制度の体系ができ、来年1月から試行する段階に至りましたので、運転免許更新関係書類についての廃棄は了としたいと考えます。 事務局として何か問題はありますか。
事務局	条例上経過措置が設けられているため、県警本部に関しては現時点において、条例の適用外ですので、現規程に基づく廃棄が可能な状況であると考えます。 ただし、県警本部におかれては、平成21年の廃棄凍結に係る総務部長通知を尊重されている状況であると認識しています。 当該書類についてはその内容を勘案したうえで、廃棄に関して委員会の御理解を求めているものと考えます。
米澤会長	よろしいでしょうか。委員会として県警本部の申出を了とすることで決定します。
米澤会長	最後にもう一つ、追加議題があるようですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	「行政文書管理規程の改正」について、 資料7-1 資料7-2 により説明。
米澤会長	広域本部の設置等に関する行政文書管理規程の改正についての報告でしたが、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。 本日の議題については全て終了したようですので、これ以降事務局にお任せします。委員の皆様、円滑な議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。
事務局	総務私学局長から委員の任期満了に当たっての謝辞
事務局	事務連絡及び閉会宣言